

島根県議会において平成25年6月26日付で決議された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書”(文中では「当該意見書」と記します)は地方自治法99条の趣旨に背くものであり、現在の日本政府の見解にも反するものであります。

よって当該意見書の撤回決議を求める請願を提出します

外務省ホームページのサイト内で「慰安婦問題についての我が国の取組」を検索していただくと、それについての文書(PDF)が表示されます。英語、ドイツ語、韓国語それぞれが併記されています。

その概要は1990年代以降日韓間で大きな外交問題となった慰安婦問題について、我が国が真摯に取り組んできた経緯を記した後、日本政府の公式な立場として以下の三点を明確に否定しています。

(以下の三点は外務省ホームページから転記しました)

これらの点に関する日本政府の立場は次とおりである。

#### ●「強制連行」

これまでに日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった。(このような立場は、例えば、1997年12月16日に閣議決定した答弁書に明らかにしている)

#### ●「性奴隷」

「性奴隷」という言葉は、事実に反するので使用すべきでない。この点は2015年12月の日韓合意の際に韓国側とも確認しており、同合意においても一切使われていない。

#### ●慰安婦の数に関する「20万人」といった表現

上記のとおり、現在政府が公式に国際社会に発信している内容と、当該意見書の内容は明確に相反するものであり、当該意見書の表現は事実に反するものです。

この点については昨年の島根県議会6月議会に提出させていただいた請願書ですでに提起しております。

平成25年6月定例会〔請願審査結果表〕には新日本婦人の会島根県本部から提出された『日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願』の掲載があります。(※1)

これは、政府に提出された当該意見書の基となった請願書です。当該意見書の基となるこの請願書には「性奴隷」という言葉が二度も出てきます。それも二度目においては「性奴隷制」(※2)という強固な悪意を持った事実無根の言葉です。国連において使われ始めた言葉です。

「性奴隷」といった言葉を国連に持ち込んだ人物は明らかに日本人であり、その動機において正当性が認められないことは、その当事者の手記を見ても明らかです。(※3)

島根県議会はこの平成25年6月定例会で採択した『日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願』を基に当該意見書を作成し、政府に提出しています。

このことは慰安婦問題の核心のひとつである「性奴隷」「性奴隷制」という言葉の認識において政府の見解と島根県議会の見解が、明らかに反するものであるということです。

当該意見書が認めている「性奴隷」などという言葉は、政府も河野談話も認めてはいません。

当然、当該意見書を撤回しない理由として河野談話を持ち出しても、議論として成立しないことは明らかです。

次に、昨年9月議会に出させていただいた請願書には「いわゆる従軍慰安婦問題」が社会にもたらした問題を列記し、地方自治法の趣旨に背くものであるとの趣旨により提出させていただきました。

しかし、この指摘についても全く議論をしていただいていません。

そして、河野談話は強制連行を認めてはいないということです。政府の見解も同じです。

このこともこれまでの請願書で何度も触れました。(※4)

1992年1月の日韓首脳会談で宮沢首相は韓国側に8回も謝罪した事実があるなかで、日本側が強制は認められなかったという調査結果を出さなければならないが、それでは韓国側の意向にそぐわないものになってしまう。

そこで秀才官僚が思いついたのがいわゆる「広義の強制」です。普通、強制といえば権力による強制ですが、河野談話の場合は本人の主観で嫌だったと答えれば、それは強制であった、としてしまったのです。

河野談話の中で「更に官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった」という部分は権力による強制連行を認めたと読めるものです。

河野談話から4年後「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」が慰安婦問題について関係者のヒアリングを始めました。そこに西岡力教授が呼ばれた際、外政審議室の東審議官に直接質問する機会があり、河野談話の「更に官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった」とされている問題部分について指摘したところ、朝鮮人の権力による強制連行を認めたものではなく、インドネシア・ジャワ島での出先の数人の軍人による戦争犯罪行為を指しているとの回答を得ている。と氏の著書に記されています。(※5)

また、河野談話の政府検証報告書「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯」の12ページには以下の記述があります。

「日本側はいわゆる「強制連行」は確認できないという認識に立ち、それまでに行った調査を踏まえた事実関係を歪めることのない範囲で、韓国政府の意向・要望について受け入れられるものは受け入れ、受け入れられないものは拒否する姿勢で、河野談話の文言を巡る韓国側との調整に臨んだ」

その結果「河野談話」は、一貫して「強制連行」を認めることを要求する韓国側が納得し、日本の立場としては「強制連行」を認めたものではない、と言えるものとなったのです。

「河野談話は詭弁の固まりで誤解を拡散させた元凶だが、そこでさえ狭義の強制、権力による強制連行は認めてはいないということが出来る」と西岡教授は指摘しています。

今回の請願書では以下の三点について指摘させていただきました。

1. 当該意見書は地方自治法の趣旨に明確に背くものです。
2. 当該意見書は慰安婦問題において日本政府の見解に反するものです。
3. 河野談話は狭義の強制、権力による強制連行は認めていません。

私たちは幾度もの請願書を提出させていただきました。そのすべての請願書において違う視点からの論拠を示してきました。それだけこの問題は我が国に多くの損失をもたらし、その形も様々であるということなのです。

昨年11月総務委員会の録音には総務委員長から福田委員に向けて「また同じことでしょうか？」とのご意見がありました。

これほどまでに重要な問題について具体的に問題提起をしているにも関わらず、まともにご議論をしていただいたとは到底思われません。議論になっていないという意味において、ご指摘通り「また同じこと」でした。

どうか、今回は上記に指摘させていただきました三点についてご議論をお願いいたします。

国民すべての問題であり、将来においては日本国の存在にまで関わる重大な問題です。

当該意見書の速やかな撤回をお願いいたします。

※の詳細は下記の議会に提出した請願書に記しており、本請願書より詳しく記載しています

|                            |                  |
|----------------------------|------------------|
| ※1、日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願 | 令和2年6月議会         |
| ※2、性奴隷制                    | 令和2年6月議会         |
| ※3、国連性奴隷説、戸塚氏              | 令和1年6月議会、1年11月議会 |
| ※4、河野談話は強制を認めていない          | 令和1年9月議会         |
| ※5、スマラン慰安所事件               | 令和1年9月議会         |